



多様な人材の活躍と働き方改革の推進

(内閣府、厚生労働省、経済産業省)

【現状・課題】

全国を上回るペースで人口減少や少子高齢化が進行している本道では、多様な方々の労働参加の促進や就業環境の整備が重要であり、これまで道では、国の施策も活用しながら、マッチング機会の提供や専門家による相談対応などを実施してきたが、今後の社会経済情勢の変化を見据え、多様な人材の活躍と働き方改革を更に推進するために、国の支援や国と連携した対策が必要である。

【提案・要望事項】

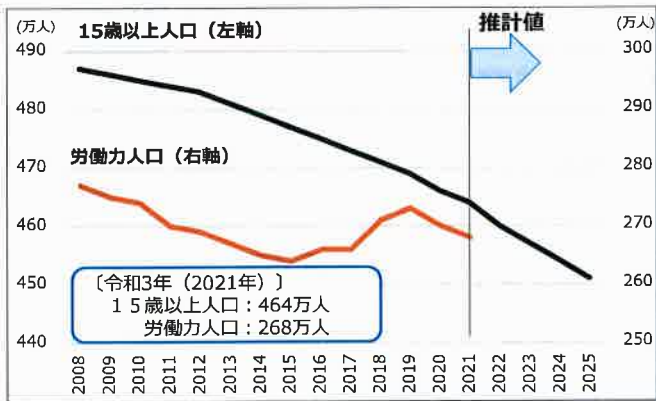
- (1) 女性や高齢者、障がい者の労働参加の促進に向けた支援の充実
(厚生労働省)
- (2) 道内の大学生等の地元就職・定着に向けた支援制度の創設 (厚生労働省)
- (3) U・Iターン就職の新たな支援制度の創設と移住支援金の要件緩和
(内閣府、厚生労働省)
- (4) 就職氷河期世代の不安定就労者の就職に関する支援の充実
(内閣府、厚生労働省)
- (5) 働き方改革に取り組む中小企業への支援の充実・強化
(厚生労働省、経済産業省)

【提案・要望の内容】

- ① 女性や高齢者、障がい者の雇用に向けた企業の取組を促進するため、女性活躍推進の取組に対する助成金の充実をはじめ、70歳までの就業機会の確保に向けた取組を推進するとともに、障がい者の就労に向けた各種助成金を拡充すること。
- ② 道内の大学生等の地元就職・定着を促進するため、地域の産業や企業の魅力を伝えるための創意工夫を凝らした地域の取組に対する支援制度を創設すること。
- ③ 東京圏への一極集中の是正と新型コロナウイルス感染拡大などによる地方移住の気運の高まりを捉え、道外の大学生等のU・Iターン就職を促進するため、全額国負担による新たな支援制度を創設するとともに、移住支援金の活用を促進するため、積極的な制度周知及び支給要件を緩和すること。
- ④ 「就職氷河期世代支援プログラム」に基づく就職氷河期世代の就職や正規雇用化に向けた切れ目ない支援のため、全てのハローワークへの専門窓口の設置や、令和5年度以降も「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」などの支援制度を継続するとともに、交付金の補助率の引き上げなどを行うこと。
- ⑤ 長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、同一労働同一賃金による非正規労働者の処遇改善、事業所内最低賃金引き上げやテレワークといった働き方改革に取り組む中小企業を支援するため、労働関係助成金等の充実・強化を図ること。
また、人手不足の解消や就業環境の改善に向けた中小企業の生産性向上に資する設備導入や人材育成といったハード、ソフト面での支援制度を拡充すること。

道内における人手不足と就業者の状況

＜15歳以上人口・労働力人口の推移＞



出典：総務省「労働力調査」
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年推計)」

全国よりも速いスピードで人口減少・少子高齢化が進んでおり、15歳以上人口は今後も減少する見込み

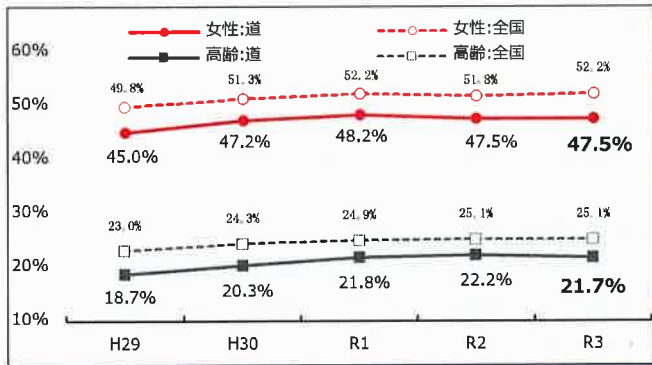
＜職種別有効求人倍率の推移＞



出典：北海道労働局「レイバーレーター」

様々な分野で有効求人倍率が1倍を超えており、特に、保安、建設・採掘、生産工程で高人手不足

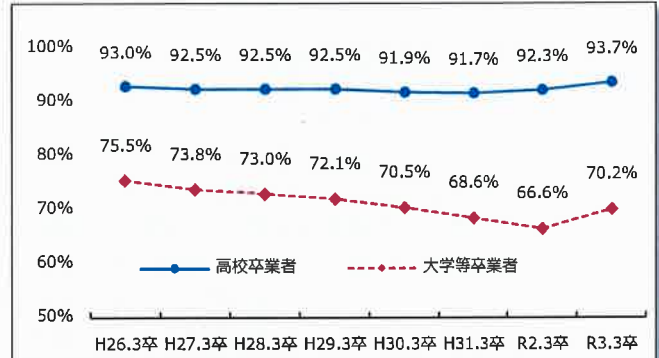
＜女性・高齢者の就業率の推移＞



出典：総務省「労働力調査」

女性や高齢者の就業率は、上昇傾向で推移しているものの、全国平均と比べると低い状況が続いている

＜新規学卒者の道内就職割合の推移＞



出典：文部科学省「学校基本調査」、北海道労働局「新規大学卒業業者の就職状況」

新規学卒者の道内就職割合はR3.3に3.6%持ち直しているが、依然として約3割の若者が道外に流出している

多様な人材の活躍と働き方改革の推進に向けた取組

「北海道雇用・人材対策基本計画（R2～R5）」に基づく 多様な人材の活躍と働き方改革の推進への取組

多様な人材の活躍

労働力の維持・確保のため、女性や高齢者、障がい者、長期無業者などへの就業支援や、新規学卒者等の道内就職の促進のほか、UIターンや外国人材など人材誘致、求人・求職のマッチング、知識・技能の習得・向上など、多様な人材の活躍に向けて取り組む。

ジョブカフェ北海道(就業支援機関)によるカウンセリング



北海道U・Iターンフェア



働き方改革の推進

労働時間や待遇など職場環境の改善とともに、多様で柔軟な働き方がしやすい環境整備、子育て・介護・治療と仕事の両立支援、従業員の職場定着支援に取り組む。

北海道働き方改革推進企業認定制度

ゴールド認定(最終)



- 働き方改革に取り組む企業を、推進企業として認定し、さまざまな優遇措置を提供
- 働き方改革の取組の熟度に応じて、4つのグレードで認定



中小・小規模企業の振興、地域商業の活性化

(経済産業省)

【現状・課題】

地域の経済及び雇用を支える重要な担い手である中小・小規模企業の経営の安定化や、道民生活を支える地域商業の活性化を図るため、地域の経済の実情に応じた取組等への支援の充実・強化が必要である。

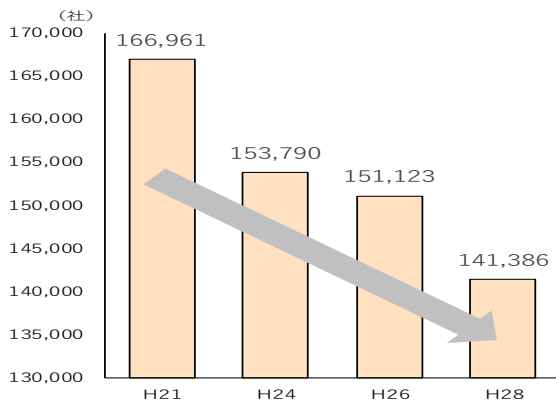
【提案・要望事項】

- (1) 中小・小規模企業等の振興と地域商業の活性化への支援 (経済産業省)
- (2) 中小・小規模企業等の資金繰りを支援するための金融対策の一層の充実 (経済産業省)
- (3) 地域の実情を踏まえた中小企業政策の検討 (経済産業省)

【提案・要望の内容】

- ① 中小企業等事業再構築促進事業や中小企業生産性革命推進事業について、多くの事業者が活用できるよう柔軟に対応すること。特に持続化補助金については、採択率の向上につながる予算の増額や添付書類の簡素化、事務手続きの迅速化なども図ること。
また、地域商業の活性化や中心市街地活性化などに向けた取組に対する総合的な支援を継続・強化するほか、インボイス制度の円滑な導入に向け、事業者への丁寧な説明や実情を踏まえた対策や小規模事業者を対象とした商工団体の相談・指導機能などの強化について支援を行うこと。
- ② 道内企業の経営環境は厳しさを増しており、一層の資金繰り支援が必要なことから、信用保証制度の拡充、政府系金融機関による貸付制度の継続のほか、返済猶予を含む既往債務の条件変更や借換などを促す施策を強化するとともに、信用保険収支の安定に向けた支援を継続すること。また、日本政策金融公庫の資本金劣後ローンについて、貸付期間の延長や金利の引き下げ等の条件緩和を行うとともに、資本金劣後ローンを対象とする信用保証制度を創設すること。さらに、令和3年5月まで実施した実質無利子・無担保融資（道単独上乘せ分含む）に係る代位弁済額の都道府県負担分や預託原資調達に必要な借入利息についての財政負担に対し、十分な支援を行うこと。
- ③ 今後の中小企業政策に係る法改正などの検討にあたり生産性の向上や成長の制約要因の解消といった視点から中小企業の定義の見直しが行われた場合、税の優遇や補助金などを受けられない企業が生じる恐れがあることから、経営基盤が脆弱な中小・小規模企業の維持・継続が着実に図られるものとなるよう、地域の実情を踏まえ対応すること。

中小企業数の推移（北海道）



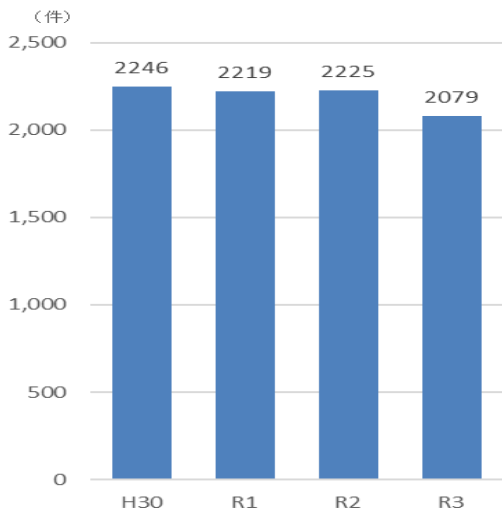
	社長 平均年齢	後継者 不在率
北海道	61.1歳	71.0%
全国	60.3歳	61.5%

出典：帝国データバンク調査

円滑な世代交代・事業承継を進めることが必要

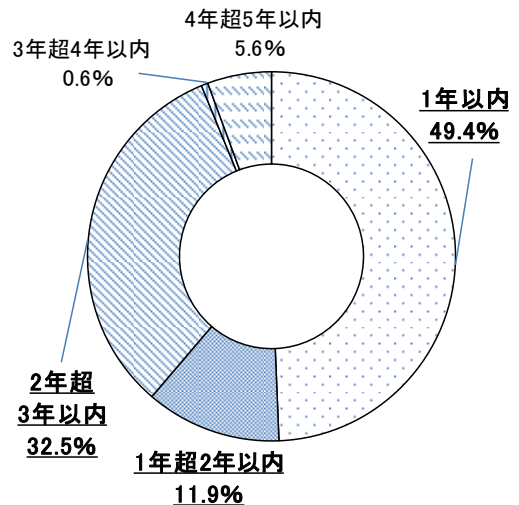
出典：経済産業省資料

休廃業件数の推移（北海道）



出典：東京商工リサーチ北海道支社

感染症対応資金の据置期間（北海道）



出典：北海道

感染症対応資金などの資金繰り支援により休廃業件数は抑制されているが、据置期間の終了に伴い、今後、返済開始の本格化が見込まれる

全国の信用保険収支の状況

	H29	H30	H31	R2
保険料 (A)	1,260	1,223	1,203	1,852
回収金 (B)	879	797	718	650
保険金 (C)	2,819	2,702	2,612	2,117
(A)+(B)-(C)	▲ 680	▲ 682	▲ 691	385

信用保険収支の安定に向けた支援継続が必要

出典：日本政策金融公庫ホームページ

外国人材の円滑な受入れと共生に向けた環境整備

(内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

【現状・課題】

外国人の方々が、本道で安心して働き、暮らすことができるようにするためには、地域における生活環境や企業等の就業環境を整備するとともに、その情報や魅力を発信していくことが必要であるが、今後増加が見込まれる在留外国人に対して円滑な受入れと共生に向けた環境づくりが追いついていない。

【提案・要望事項】

(1) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の周知と適正な運用

(法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

(2) 外国人材の地域偏在の防止 (法務省、厚生労働省)

(3) 外国人が安心して暮らすための相談体制と日本語教育の充実

(総務省、法務省、文部科学省)

(4) 地域における多文化共生の取組の促進・支援

(内閣官房、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省)

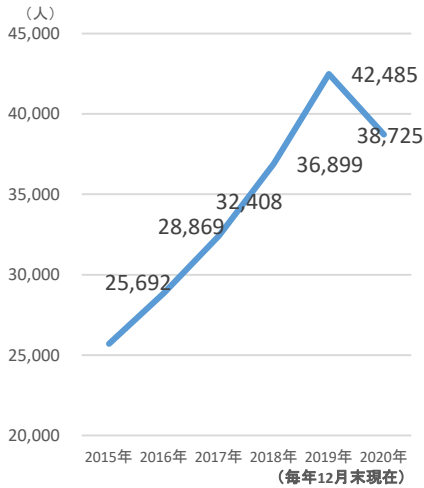
(5) 外国人材の雇用や就労に関する労働相談体制の整備 (厚生労働省)

【提案・要望の内容】

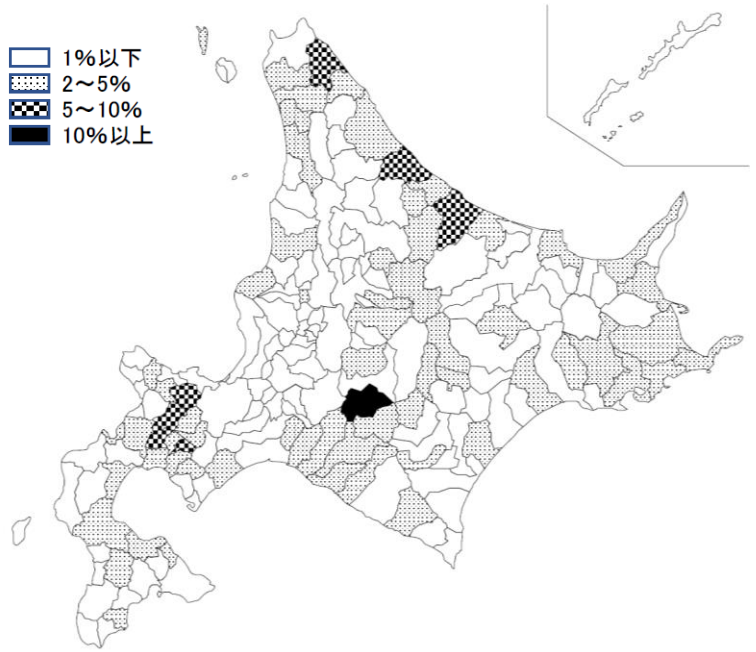
- ① 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策について、趣旨や内容、関係機関の役割などが正確に理解されるよう、オンライン等も活用した説明会を開催するなど十分な周知を図ること。
また、事業者に対し悪質な仲介事業者等の介在を防止するための措置を講じること。
- ② 外国人材が大都市圏その他特定の地域に過度に集中しないよう、地方での就労や定着に関する取組の強化など、引き続き国の責任において実効性のある措置を講じるとともに、業種・職種や該当する在留資格などを市町村別に把握することができるよう、外国人材の雇用状況に関する情報を整備し、公表すること。
- ③ 多文化共生総合相談ワンストップセンターについては、広域分散型の本道の地域特性を踏まえた支援措置の継続及び拡充を図ること。
また、国において、地方公共団体職員や相談員などの人材育成に資する取組を行うほか、全ての外国人に日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを構築すること。
- ④ 多文化共生社会の実現に向けた取組を地方公共団体が計画的かつ総合的に実施することができるよう、新たな交付金制度の創設など、必要な財政措置を講じること。
- ⑤ 外国人材の道内での安定した就労を促進するため、外国人雇用サービスセンターを北海道に設置するほか、外国人雇用管理アドバイザー等の増設や相談時間の延長、多言語化など、支援体制の強化を図ること。

北海道における在留外国人の状況

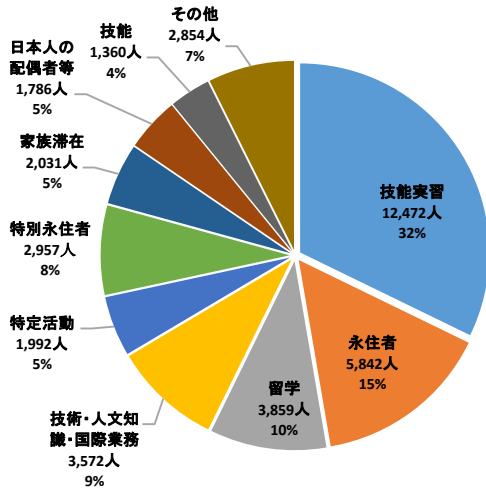
在留外国人数の推移



在留外国人人口比率（2020年）



在留資格別人数（2020年）



順位	市町村	人口	うち外国人	在留外国人人口比率
1	占冠村	1,092人	236人	21.6%
2	赤井川村	1,069人	99人	9.3%
3	留寿都村	1,774人	137人	7.7%
4	ニセコ町	4,695人	317人	6.8%
5	猿払村	2,559人	164人	6.4%

外国人の生活や雇用のための道内の相談体制

- 多文化共生総合相談ワンストップセンター ⇒ 外国人の生活等に関する相談対応（道含め10自治体のみ）
- 外国人雇用サービスコーナー ⇒ 外国人労働者からの就職相談対応（札幌市に1箇所のみ）
- 外国人雇用管理アドバイザー制度 ⇒ 事業主からの相談対応（上記サービスコーナー内で対応）
- 外国人雇用サービスセンター ⇒ 高度外国人材への就職支援など（道内設置なし）

道の取組

■ 多文化共生社会の形成に向けた取組



○ 多文化共生の理解促進を図るセミナーの開催



○ 市町村、各種団体、企業等との意見交換会の開催

■ 外国人材の雇用促進に向けた取組



○ 外国人留学生と企業の交流会や企業見学会を開催



○ 企業向け外国人材に係る制度等のセミナー・人材紹介事業者等との個別相談会を開催